

# 総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 30 年 6 月 22 日（金） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会議事堂
3. 出席委員 吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・  
長尾委員・岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項  
6 月定例会本会議（6 月 15 日）から付託された事件（議案 5 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
  - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 9 時 55 分
  - ・ 審議の経過及び結果  
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 30 年 6 月 22 日

総務民生常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

**吉津委員長** おはようございます。本日の出席委員については委員8人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案5件について、審査を行います。それでは、議案第2号「平成30年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。歳入と歳出を一括して審査します。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** おはようございます。介護保険事業特別会計につきましては、予算説明資料のとおりであり、補足説明は特にございませぬ。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田村委員** これは主旨にも書いてありますので分かりますが、この376万4,000円の追加ですね。最初の当初予算は307万8,000円。合計して684万円という形に、約倍増する形になりますけれども、増額の理由等をお尋ねいたします。

**小林福祉課長** 増額の理由ということで申し上げます。介護保険制度の見直し、平成30年度から変わった点というか、新サービス、共生型サービスの創設であったり、施設の追加、それと要介護認定のデータを国への提出の義務化がスタートすること等々、これに対応するため、認定支援システムの改修が必要になったため、所要の補正予算を上げたところでございます。

**田村委員** それは当初予算でも似たような説明やけど、今回増額になった理由は何かということです。当初予算の307万円から今度丸々増えて、376万4,000円増えて、トータルで600なんぼになるわけですよ。一般管理費全体では、当初予算の一般管理費全体では801万円が、合計した1,078万円に変化する。その、システム改修委託料が307万8,000円から376万4,000円に、70万円近く増えるというのは分かるけれども、376万円、倍以上増えている。丸々増えるというわけでしょう。この分だけ。だから補正、当初予算にプラスで増えるわけだから、金額的には当初の予算より倍くらいになっちゃう。その理由は何かということです。

**小林福祉課長** 今回、先ほど申しましたように、介護認定支援システムの改修というのは、当初予算にない部分というか、当初予算に間に合わない、この国の制度の見直しの最終が固まったのが3月中旬でございまして、今回上げさせていただいた376万4,000円というのは、当初予算にない部分のシステム改修費ということでご理解いただければと思います。

**吉津委員長** ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第2

号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 4 号「長門市税条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**藤田企画総務部長** 議案第 4 号の参考資料といたしまして、議員の皆様にはタブレット等の中にあると思いますが、中小企業庁の中小企業の設備投資を支援しますという A4 の紙になりますけど、こちらのほうも合わせてご覧いただければと思います。平成 30 年度地方税法の改正に伴いまして、中小企業の生産性革命を実現するための臨時措置として、生産性向上特別措置法の規定により、市町村が作成した計画に基づき行われた、中小企業の一定の設備投資について固定資産税軽減を可能とする 3 年間の時限的な特例措置が創設されたことに伴い、長門市税条例の一部を改正するものです。生産性改革実現に向けて中小企業の一定の設備投資、償却資産の固定資産課税標準額に乗ずる割合を適用開始年度から 3 年度分についてゼロから 2 分の 1 の範囲で市町村が規定することとされていますが、厳しい経営環境にある市内の中小企業に対し、積極的な支援が必要であることから、3 月 5 日には商工会議所、商工会、市内金融機関からなる、長門市生産性向上推進協議会を組織するなど、県内他市に先駆けて取り組みを進めており、本市の割合をゼロとするものです。

**吉津委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**綾城委員** 基本的なところをお伺いしたいんですが、これの生産性向上の。で、事業計画書を作成していくというときに、この作成支援。計画を作るまでですね。この作成支援というのは、これはどこが行われるんですかね。

**寺岡商工水産課長** まず国の法がございまして、生産性向上特別措置法という法がございまして、これに基づきまして、市が、はっきり申しまして、先ほど総務部長も申されましたように、国のゼロから 2 分の 1 というのは長門市はゼロとするということで、市の計画を国に出して、国からもうすでに認めていただいております。6 月 13 日付で長門市の計画を認めていただいております。今度、市内の事業者さんは市のほうへ、じゃあ今から法に基づく機械設備を導入したいという、それが 3%以上の生産性向上になる機械ですというものを、計画を出されてくるわけですが、今ご質問をされました、その支援というところは法によりまして認定経営革新等支援機関として、市内で言えば商工会議所さん、商工会さん、そして市内の金融機関 3 行が位置付けられてございます。

**綾城委員** では、またちょっと基本的なことをお伺いするんですが、認定は、これはどこがされるんですか。

**寺岡商工水産課長** 一応認定というのは、事業者の計画の認定ということでよ

ろしいですか。これも特別措置法の中で決まっておりますが、事業者さんの今から導入する機械が3%以上の生産性向上になりますよという計画を、先ほど申しました、たとえば金融機関さんであるとか支援機関がチェックをされて、それにこれで適正な計画であるというものを付けられて、市のほうに出して来られます。その事業者の計画を認定するのは市でございます。

**綾城委員** では現在この市内で、これを活用してみようというふうに計画を考えている企業とか、現在何か耳に入っていますか。

**寺岡商工水産課長** 先ほど総務部長が皆様に補足説明で申しましたように、長門市では生産性向上推進協議会と、要は認定の支援機関になる方々と推進をするために、進めていくための協議会を作っております。そこでの情報としましては、今市内のほうから5事業者さんが計画の策定を考えていらっしゃるお聞きしているところでございます。

**吉津委員長** ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第5号「長門市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 補足説明は特にございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**三輪委員** 4項が改正になった理由と、5年以上という縛りをつけられた理由をお願いします。

**堀子育て支援課長** 初めのは4項。

**三輪委員** すみません、3項の4だった。

**堀子育て支援課長** まず最初の3項の4につきましてでございますけれども、これにつきましては、まずこの条例につきましては国が平成26年に交付しております、基準省令に基づき条例のほうもそれに準じて策定しておるところでございます。この度概要にもありますが、国の省令の改正があったことに伴い、本市の条例も改正したところがございますけれども、その中で、一応今までにつきましては幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の教諭となる資格を有する者という表現であったんですけども、実際には免許は持っていらっしゃるんですけども、更新等をされていない場合があると。それをどうするかというのが、対象があやふやな場合があったというところで、この度国において改正が行われたところがございますけれども、その中で教育職員免許法に規定する免許状を

有する者、いったん有効な免許を取得された方であれば、もしも更新をされなくてもこれは支援員になる資格を有する者にするという形での変更が行われたものでございます。もう1点の5年の、ということでございますかね。これにつきましては、今まで省令及び市の条例の中で入っておったもので言いますと、高校を卒業していらっしゃる方で2年間以上の児童クラブの実務経験があれば支援員になれるという要項は従来あったんですけども、この度新設でこれになったというのが、国において検討された結果でございますけども、まずは高校を卒業されていない方も実際にはいらっしゃるということで、それらの方については実際に支援員として働いておられても、実際には補助員という形になりますけども、実際の支援員にはなれない場合があるということで、学歴を問わずに児童クラブの実務として、何年か経験を積まれば、支援員として認めようということで、要件の拡大をされたということで、5年ということにつきましては、国の省令の中で5年ほど常態的に勤務をすれば適正な、実際に働くための能力・技能等は修得されたであろうということで5年という基準が入ってきたところでございます。

**三輪委員** ちょっと確認ですけど、あくまで教員免許を有していらっしゃる方ということで、放課後児童支援員、保育士とか社会福祉士の資格を持っていらっしゃる方も放課後児童支援員になる資格があったと思うんですけど、そっこのほうはどうなんですか。

**堀子育て支援課長** 今委員言われました保育士の資格、または社会福祉士等の資格ということにつきましては、本市条例におきましてはすでに第10条の3項におきまして、それ以外の資格要件として入っているところでございます。

**吉津委員長** ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第5号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第6号「長門市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 補足説明は特にございません。

**吉津委員長** 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

**田村委員** 事前にいただいています議案説明によると、「次のように改正する。第4条第1項第6号 アの中で、『第38条第4項』を『第22条の2第2項』に改める。この条例は平成30年8月1日から施行する」これだと何のことやら分からん。全く。何がどう変わるのか。それが市民にとってどうプラスになり、あるいはマイナスになるのか。そのあたりは、部長が今、補足説明はないとお

っしまいましたけど、そのあたりは僕は補足説明はあってもいいと思うんですよ。これは本条例に関わらず、ほかのこともそうですけど、たとえば 3 号で言えば、これは中小企業庁の関係の償却資産の問題だなということはまず分かる。4 号の市税条例。それから放課後児童クラブの問題。5 号にしても、一応ポイントは 5 年以上の経験者と。これをどうするかという問題だろうということは分かる。けどこの第 6 号は、全く何をするのか、調べても出てこない。そのあたりをちょっと、主旨は一体何なのか。目的は。それをちょっとお尋ねします。

**小林福祉課長** 第 6 号の内容が見えないということでございます。今、お手元に議案参考資料というのがあると思うんですが、そこを見ていただくと、新旧対照表ということで、出させていただいています。これの内容でございます。長門市介護保険条例の中の第 4 条、保険料の額を定めておりまして、今 (6) を今回変えさせていただくのは令第 38 条第 4 項の部分を、令第 22 条の 2 第 2 項に改正するということでございますが、そもそもこの第 4 条、(6) のみ変更になる、語句的にはこの部分しか改正がないんですが、全体の流れとして、(1) から (5) の略、(7) から (10) の略というのがあると思いますけど、保険料の額を 1 から 10 まで、10 区分ほどこの中で保険料の額を指定しておりまして、この中の (6) 次のいずれかに該当する者は 7 万 1,856 円、この 7 万 1,856 円に該当する方のどういった基準で見るのかというのが、今回改正の中に含まれているアの部分、地方税法に規定する合計所得金額、介護保険料そのものは 4 月 1 日が賦課期日でございます。現在のこれまでは変更でいきますと、合計所得額、全部を見て、それに対して下から 6 段目、7 段目にありますけど、120 万円未満の方が 7 万 1,856 円に該当するという、第 4 条の (6) がそういったものを規定している部分でございます。これまで合計所得額を見ていたんですが、4 月 1 日から合計所得額から譲渡所得額、譲渡所得にかかる控除額を引いたものを見ますよというものになったのがこの改正の概要でございます。基本的には収用であるとか特定土地区画整理事業であるとか、農地を売られたとか、不動産を売却して譲渡所得のある方については総所得額から譲渡所得額を引いたもので見て、それが 120 万円未満の方については、(6) の 7 万 1,856 円に該当しますよという部分でございます。これが国の令というのが、介護保険法施行令でございます。交付が 3 月 22 日、施行が 8 月 1 日でございますので、今回上程させていただいて、この長門市介護保険条例も国に合わせて 8 月 1 日施行でいかせていただこうとしているところでございます。

**田村委員** 半分分かったようで半分分からないような。基本的に合計所得額を算定して、譲渡所得があればまた別のやり方でやるということなんですけども、これ市民にとってどういう影響があるんですか。プラスになるのかマイナスに

なるのか、保険料が上がるとか下がるとかということから見ると、どんな感じですか。

**小林福祉課長** これについては、譲渡所得がある方については、その基準が合計所得額から譲渡所得額を引きますので、見る金額が所得が下がるので、この後の120万円未満に今までは該当しなかった方が譲渡所得があるので120万円未満になるケースもあると思います。ただ、この後に(7)が今度は125万円以下というくくりもあるので、そのへんで。実は(6)だけではなくて、このあとの字句でいくと、そのまま合計所得金額という字句がこの後の条例の中にも出てくるんですが、今お示ししていますが、改正後の下から7行目あたり以下のこの項においては同じということで、合計所得金額という表記がある場合はこれと同じように譲渡所得額を控除した額を見ますよということで、今回はこの部分しか改正しなくていいということで、ちょっと分かりづらい部分もあったかと思います。

**田村委員** そうすると、譲渡所得のある方の中には、保険料が若干軽減というか、なる可能性のある方もおられる。そういう方も出てくるというくらいの認識でよろしいですか。

**小林福祉課長** そのとおりでございます。

**吉津委員長** ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第7号「長門市ごみ処理場条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

**川野市民福祉部長** 長門市ごみ処理場条例の一部改正につきましては、本条例第6条及び別表第2のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行例第2条の第1号から第4号の文言を削除するものでございます。これにつきましては、従前は大峠にある、長門市清掃工場の焼却炉で処分しておりました産業廃棄物。特定の事業者が廃棄するものでございますけども、この廃棄物の紙くず、木くず、繊維くず、及び食料品製造業などで、原料として使用しました動物または植物に係る固形物の不用物などが対象物となりますが、これらのものを現在は萩長門清掃工場「はなもゆ」に搬入し、焼却しているため、本条例の一部を改正するものでございます。

**吉津委員長** 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願いま

す。挙手全員です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。

— 閉会 9:55 —